別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

１　2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［⑴　略］

⑵　直交周波数分割多重方式を使用するものであつて、⑴以外のもの　40MHz

［⑶　略］

２　5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が20MHz以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの　20MHz

［削る］

⑵　占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下のもの　40MHz

⑶　占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下のもの　80MHz

⑷　占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下のもの　160MHz

⑸　⑴から⑷までに掲げるもの以外のもの

ア　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用するもの　18MHz

イ　ア以外のもの　20MHz

［削る］

３　［略］

４　［略］

［第31～第75　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　略］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の１MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（⑶及び⑷に掲げるものを除く。）

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
18MHz以下	5,240MHz	5,142MHz以下	2.5μW以下
		5,142MHzを超え5,150MHz以下	15μW以下

別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　同左］

第30　［同左］

１　［同左］

［⑴　同左］

⑵　直交周波数分割多重方式を使用するものであつて、⑴以外のもの　38MHz

［⑶　同左］

２　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、直交周波数分割多重方式を使用するもの　19MHz

⑵　占有周波数帯幅が19MHz以下のものであつて、⑴以外のもの　18MHz

⑶　占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下のもの　38MHz

⑷　占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの　78MHz

⑸　占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの　158MHz

［新設］

３　5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの

⑴　占有周波数帯幅が19.7MHz以下のもの　19.7MHz

⑵　占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下のもの　38MHz

⑶　占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下のもの　78MHz

⑷　占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下のもの　158MHz

４　［同左］

５　［同左］

［第31～第75　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　同左］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　5,180MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,280MHz、5,300MHz又は5,320MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア　占有周波数帯幅が18MHz以下のもの

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,140MHz未満及び5,360MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下